

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
◎「令和7年度高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」に係る公金事務の委託（水産業振興課）	1
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出（ 〃 ）	2
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（ 〃 ）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（8・22揭示）	2

告 示

高知県告示第550号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

橘浦加入区

高知県告示第551号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和3年9月高知県告示第798号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和7年9月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

橘浦加入区

高知県告示第552号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年5月23日及び26日に指定し、公金事務を同月23日及び26日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市本町一丁目6番21号	高知県漁業協同組合	「令和7年度高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」により交付する給付金	令和7年5月23日から同年12月26日まで
高知市本町一丁目6番21号	高知県漁業協同組合連合会		〃
宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2	すくも湾漁業協同組合		〃
室戸市浮津三番町165番地	高知県まぐろ船主組合		令和7年5月26日から同年12月26日まで
南国市久枝1470-35	高知県淡水養殖漁業協同組合		〃

高知県告示第553号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

公共測量（3・4級基準点測量、現地測量、路線測量）

- 作業期間

令和7年8月5日から令和8年3月20日まで

- 作業地域

高岡郡佐川町瑞応

高知県告示第554号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

公共測量（用地測量）

- 作業期間

令和7年8月18日から同年11月28日まで

- 作業地域

土佐郡大川村大北川地内

高知県告示第555号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

- 作業期間

令和7年8月22日から同年11月19日まで

- 作業地域

吾川郡仁淀川町下川渡

高知県告示第556号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

（変更前） 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人 高知県交通安全協会

会長 島崎 博之

（変更後） 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人 高知県交通安全協会

会長 前田 賀彦

2 変更年月日
令和7年6月17日

高知県告示第557号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人 高知県交通安全協会

会長 前田 賀彦

(変更後) 高知市上町二丁目6番23号

一般社団法人 高知県交通安全協会

会長 前田 賀彦

2 変更年月日
令和7年7月14日

高知県告示第558号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和7年9月8日から施行する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	朝倉 〃	〃	昭和58年2月8日	」
	〃	神田 〃	〃	平成4年5月18日	」

を

「	〃	朝倉こうだ 〃	〃	昭和58年2月8日	」
---	---	---------	---	-----------	---

に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第63号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年8月22日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

1 病院の表中

「	医療法人金峰会山崎病院	高岡郡越知町越知甲2041番地3	」
---	-------------	------------------	---

を

「	医療法人金峰会山崎病院	高岡郡越知町越知甲2041番地3	」
	梶原町立国民健康保険梶原病院	高岡郡梶原町川西路2320番地1	

に改める。

2 老人ホームの表中

「	医療法人仁栄会有料老人ホーム特定施設 みやびの里	高知市比島町四丁目6番9号	」
---	-----------------------------	---------------	---

を削る。